

## 平成29年度熊本県被爆二世健康診断実施要領

### 第1 目的

この要領は、原爆被爆者二世（以下「二世」という。）の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状にかんがみ、健康診断を実施して、二世の健康状況を把握するとともに健康管理に資することを目的とする。

### 第2 健康診断の実施機関

健康診断の実施機関は、知事と契約を締結した健診機関（以下「実施機関」という。）とする。

### 第3 健康診断の対象者

健康診断の対象者は、熊本県内に居住している二世であって、受診を希望する者とする。

ただし、受診希望者が多数の場合は、未受診者、健康異常を訴える者等を優先させることとする。

### 第4 健康診断の内容

1 健康診断は、一般検査及び精密検査によって行うものとし、精密検査は、一般検査の結果さらに精密な検査を必要とする者について実施する。

2 一般検査は、次に掲げる範囲とする。ただし、肝機能検査及びヘモグロビンA<sub>1c</sub>検査については、医師が必要と認めた場合に行うものとし、血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査については、受診者の希望により行うものとする。

なお、問診の際に受診者の健康状態に対する適切な指導を併せて行うものとする。

(1) 視診、問診、聴診、打診及び触診による検査

(2) CRP定量検査

(3) 血球数計算

(4) 血色素検査

(5) 尿検査（ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血）

(6) 血圧測定

(7) AST検査法、ALT検査法、 $\gamma$ -GTP検査法による肝臓機能検査

(8) ヘモグロビンA<sub>1c</sub>検査

(9) 血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査

3 精密検査は、次に掲げる範囲内で医師が必要と認めるものを行うものとする。

(1) 骨髄造血像検査等の血液の検査

(2) 肝臓機能検査等の内臓の検査

(3) 関節機能検査等の運動器の検査

(4) 眼底検査等の視器の検査

(5) 胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査

(6) その他必要な検査

## 第5 健康診断の所要経費

知事は、健康診断に必要な次の経費を基準額の範囲内において医療機関等に支払うものとする。

- 1 別に定める健康診断費の基準に準じて算出された検査に必要な経費
  - 2 健康診断実施のための事務に必要な経費
- ただし、受診者に対する交通費は支給しない。

## 第6 費用の請求等

- 1 実施機関は、健康診断終了後速やかに別紙請求書（別記様式第1号）に第9に定める書類を添えて、健康づくり推進課に提出するものとする。

## 第7 健康診断の実施時期

一般検査及び精密検査の実施時期については、各実施機関と協議のうえ、別途定める。

## 第8 健康診断実施の周知方法

- 1 熊本県原爆被害者団体協議会機関紙への登載
- 2 原爆被爆者健康手帳所持者への通知
- 3 熊本県ホームページへの掲載 等

## 第9 結果の報告

- 1 実施機関は、健康診断個人票を3枚（複写式）1組として記載し、うち1枚は実施機関控えとし、残り2枚を受診者本人通知用及び厚生労働省提出用として健康づくり推進課に提出する。  
また、問診票については、2枚（複写式）1組として記載し、うち1枚は実施機関控えとし、残りの1枚を厚生労働省提出用として健康づくり推進課に提出するものとする。
- 2 実施機関は、厚生労働省提出用の健康診断個人票及び問診票については、そのいずれにも受診者名を記載せず、整理番号を付するものとする。
- 3 知事は、実施機関から提出のあった受診者本人通知用の健康診断個人票を受診者全員に送付し、結果を通知するものとする。

## 第10 受診者のプライバシーの保護

実施機関は、健康診断の実施に当たり受診者のプライバシーの保護については、十分配慮するものとする。

### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

## 熊本県被爆二世健康診断検査費

次の表の健康診断費の基準に基づき、算出された額を健康診断費とする。

基準額	対象経費
次による算定額 8,890円×検査人数 (血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査を実施した場合は、1,814円を加算する。)	実施機関が一般検査及び精密検査に要した実費額
ただし、基準額と対象経費を比較して少ない方の額とする。	